平成２３年（フ）第４６３号
埼玉県草加市谷塚町1070番地　シャルマン谷塚303号
債務者　大越良次郎
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２６５号
大阪府東大阪市東鴻池町１丁目10番８―503号
債務者　篠原　博史
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３３８号
大阪府吹田市山田東４丁目５番４号、事業所所在地大阪府吹田市山田東４―11―15
債務者　花キッチンこと　田尻　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３９１号
大阪市旭区森小路１丁目４番９号　橘第１マンション202号室
債務者　倉本　雅央
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４０３号
大阪市東成区大今里２丁目24番18号
債務者　岡田　和己
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５１２号
大阪府豊中市刀根山６丁目５番21号
債務者　松山　幸三
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５８１号
大阪市旭区今市２丁目19番１号
債務者　宮本真由美こと　曺　真由実
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６４３号
大阪府箕面市船場西２丁目５番31―208号
債務者　藤原演出事務所こと　藤原　幸夫
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６６６号
大阪府高槻市八丁西町４番４号
債務者　津島　忠雄
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７４１号
大阪府東大阪市宝持３丁目９番13号　ウエルシーハイム川本102号
債務者　竹森　大輔
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９３６号
大阪市此花区四貫島１丁目１番８号　阪神千鳥橋マンション506
債務者　福永塗装こと　福永　一幸
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３７６号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目１番35―210号
債務者　谷本　　勝
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３７９号
大阪市旭区赤川３丁目10番23号　ハイツ浅野305
債務者　定谷　真二
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３９３号
大阪市住吉区我孫子４丁目13番29号
債務者　川瀬　信子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４０８号
大阪市生野区巽南３丁目９番３号　ＹＯＵハイム南巽706号室
債務者　仲村　倫啓
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４１８号
大阪府寝屋川市寿町１番９号
債務者　中村志滿子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４２７号
大阪府東大阪市若江西新町１丁目14番18号
債務者　荒井　喜彦
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４３８号
大阪府茨木市大住町17番５号
債務者　後藤　信子（旧姓子守）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで大阪地方裁判所第６民事部